

秋田大学理工学部において国費外国人留学生の優先配置特別プログラムをスタート

秋田大学理工学部では、物質科学科応用化学コース、物質科学科材料理工学コース、数理・電気電子情報学科電気電子工学コース及びシステムデザイン工学科機械工学コースにおいて、様々な専門分野を融合横断した総合工学として位置付けされるサステナブル工学を専門とする「サステナブル工学への導入プログラム」を2022年4月から実施します。このプログラムは、環境配慮設計、再生可能エネルギー利用、動力システムの電動化などについてコース横断的な英語科目を履修し、地域企業と連携して学ぶことで、留学生に対するキャリア支援と地域のグローバル化に資するプログラムです。

本プログラムは、文部科学省国費外国人留学生の優先配置特別プログラムに採択されたことを受けてスタートするもので、新たに海外から留学する優秀な方を募集します。

本プログラムへの入学を希望する場合は、本学の私費外国人留学生入試において、物質科学科応用化学コース、物質科学科材料理工学コース、数理・電気電子情報学科電気電子工学コースまたはシステムデザイン工学科機械工学コースへの出願が必要となります。

出願期間は、2021年12月22日（水）～12月24日（金）【必着】です。

募集要項は、<https://www.akita-u.ac.jp/admission/eventa/item.cgi?pro4&541> に記載されております。

1. 奨学金支給期間

渡日後に在籍する課程の標準修業年限内（4年）とする。

2. 奨学金等（予定）

（1）奨学金：月額117,000円を支給する（特定の地域において、修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する）。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

（2）旅費

① 渡日旅費：文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・

別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は国籍国からの直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費：文部科学省は、原則として大学を卒業又は研究を終了し、上記「1. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「3. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

3. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。

- ⑧ 採用後，進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑩ 1年毎の各時点における学業成績係数が2.30又は大学が定める成績基準を下回ったとき。

4. 学費

国費外国人留学生に採用された者は入学金，授業料ともに無料とする。